

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）4月23日

北海道空知総合振興局長 鈴木 賢一

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「令和6年度 炭鉄港を活かした地域活性化戦略策定等事業」委託業務

(2) 業務の目的

令和元年に炭鉄港が日本遺産に認定されて5年が経ち、平成30年度に策定した第一次「日本遺産を通じた地域活性化計画」（以下「地域活性化計画」という）（対象期間：令和元～6年度）が間もなく計画期間満了を迎えるとともに、新たに第二次地域活性化計画（対象期間：令和7～9年度）を策定する段階にある。

本事業では、第一次地域活性化計画に基づいて実施されてきた取組の成果や残された課題を検証し、第二次地域活性化計画に必要な要素を固めるのみならず、炭鉄港地域の10年先を見据え、地域が一体となって持続的な地域活性化に取り組んでいくため、その指針となる「炭鉄港を活かした地域活性化戦略（仮称）」（以下「戦略」という）（対象期間：令和7～16年度）を策定する。

また、策定した戦略に基づき、日本遺産継続審査後の3年間の具体的指針となる第二次地域活性化計画を策定する。

炭鉄港地域の現状の強みと弱み、目指すべき将来像を明確化し、行政・民間・市民などがそれぞれ主体的に取り組む指針となるための戦略及び地域活性化計画を策定することで、10年後の炭鉄港地域を持続性と活力ある地域にすることを目的とする。

(3) 業務の概要

日本遺産認定からの取組の進捗を精査するために必要な調査や検証を行い、検討会議を実施した上で、「炭鉄港を活かした地域活性化戦略（仮称）」及び第二次地域活性化計画を策定し、冊子等を作成する。

(4) 契約期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 納入場所

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所ある

いは支店等の拠点を有するものであること。コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課 担当：高橋

電話番号 0126-20-0034（直通）

F A X 番号 0126-25-8144

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、（ア）から（ウ）までに定めるところにより参加表明書を提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（ア）申請期限 令和 6 年（2024 年）5 月 13 日（月）15 時（必着）

（イ）申請方法 所定様式「参加表明書」を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る）により提出（持参の場合は平日の 9 時～17 時）

（ウ）申請場所 上記（1）担当部局に同じ

イ 様式の交付

(ア) 上記(1)にて直接交付(平日の9時~17時)

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

<https://cms.pref.hokkaido.jp/.s2/preview/ts/tss/186838.html>

ウ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

ア 上記(2)の参加資格を有すると認められた者は、企画提案書を提出することができる。

(ア) 提出期限 令和6年(2024年)5月27日(月)15時(必着)

(イ) 提出方法 所定様式「企画提案書」を持参または郵送(書留郵便等送付記録が残る方法に限る)により提出(持参の場合は平日の9時~17時)

(ウ) 提出場所 上記(1)担当部局に同じ

イ 様式の交付

(ア) 上記(1)担当部局にて直接交付(平日の9時~17時)

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

(上記(2)-イ-(イ)と同じ)

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は公表する。

(3) 詳細は「企画提案指示書」による。

(4) 関連情報に係る照会窓口

3-(1)に同じ